

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（610）」

2. 日時：平成30年1月19日 15時30分～18時10分

3. 場所：原子力規制庁 8階実用炉審査部門横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

近田安全審査管、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 技術・安全グループ 副長（他3名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、平成29年12月28日に提出のあった『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価（格納容器破損防止対策）のうち、「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」及び「水素燃焼」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 通常運転中に行う窒素置換による格納容器内の不活性化について、有効性評価における位置づけを整理し提示すること。
- 可搬型窒素注入装置による窒素注入の目的に関して、有効性評価においては、「格納容器ベントの遅延」であることに対して、技術的能力においては、「水素燃焼防止」であることについて、考え方及び整合性を説明すること。
- 有効性評価において、ウェット条件に係る評価の位置づけを整理し提示すること。
- 水素燃焼における評価シーケンスとして、「大破断LOCA」を選定した根拠を整理し、提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 比較表